

## 2026年度版 SA 復元問題集 法学編 誤植訂正

### ■ p.288 刑法 No.31 問題・解答・解説

問題全体を削除とさせていただきます。

本問においては、最決平30・6・26を前提に、不同意性交等の様子を隠し撮りしたSDカードは犯罪供用物件（刑法19条1項2号）に当たることから、肢(2)が正解とされています。しかし、令和5年7月13日に性的姿態撮影等処罰法が施行され、当該SDカードは性的姿態等撮影罪（同法2条1項）の生成物件（刑法19条1項3号）としても没収が可能（いずれを理由とする没収も可能）となったため、肢(2)と肢(3)の双方が正解であり、本設問は複数回答の問題となってしまいました。

ここにお詫びのうえ、設問全体を削除させていただきます。

### ■ pp.492-493 刑事訴訟法 No.28(4)問題・解説

(4)の問題文中、以下の箇所を訂正いたします。

誤：資料として認定することはできない。

正：参照することができる。

(4)の解説を、以下のとおり差し替えます。

『身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。』（刑訴法212条2項3号）とは、特定の犯罪を行ったことが外部的かつ客観的に明らかと認められるような痕跡が、身体又は被服に認められる状態にある場合をいう。準現行犯人の個別的要件については、逮捕に着手する直前の客観的状況を基準として認定されなければならないところ、逮捕者自身において直接見聞した事柄が要件認定の資料となることはもちろん、そのほかに、犯罪発生直後における被害者の急報その他の手配（緊急配備など）がなされた場合には、その被害届又は手配の内容と相まって認定されれば足りるとされている。